



# 日本放送協会のインターネット活用業務の 競争評価に関する準備会合 「議論の整理」

総務省情報流通行政局  
放送政策課

令和6年7月30日

# 競争評価プロセスの全体像

## NHKにおけるプロセス

①業務規程を策定・公表  
(第20条の4第1項)  
経営委員会での議決  
(第29条第1項第1号ヨ)

- ・番組関連情報配信業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ・変更しようとするときも同様。
- ・業務規程は、経営委員会の議決事項

①実施状況を評価  
(第20条の4第4項)

- ・NHKは、少なくとも3年ごとに、番組関連情報配信業務の実施状況について評価。
- ・その結果を総務大臣に報告。
- ・NHKは、必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

②業務規程の届出  
(第20条の4第1項)

②評価結果報告  
(第20条の4第4項)

変更の勧告(業務規程が法第20条の4第2項各号に適合しない場合等)  
(第20条の4第6項)

変更の命令(変更の勧告に、正当な理由なく変更しない場合等)  
(第20条の4第7項)

※上記勧告・命令を行う場合は、電波監理審議会への諮問が必要。  
(第177条第1項第2号)

## 総務省におけるプロセス

NHK から業務規程の届出・評価結果の報告があったときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

総務省

③・③意見聴取  
(第20条の4第5項)

④検証結果をNHK予算の大臣意見として諮問  
(第177条第1項第3号)

⑤答申

検証会議(仮)  
学識経験者  
利害関係者

電波監理  
審議会

⑥NHK予算に意見を付して提出  
(第70条第2項)

国会

※ 図内の条項は、改正放送法に基づく条項。

## NHKにおける競争評価プロセス

番組関連情報編集方針（仮）

### 業務規程の作成

#### 【適合すべき要件】

- ① 公衆の要望を満たす
- ② 生命等安全情報の提供
- ③ 公正な競争の確保

①は世論調査等により担保

市場調査

放送番組  
審議会

競争評価  
分科会（仮）

理事会

経営委の議決

経営委員会

総務大臣への  
届出・公表

## 総務省における競争評価プロセス

### 「公正な競争の確保」 の検証、意見聴取

業務  
規程の  
受領

検証会議（仮）  
学識経験者  
利害関係者

NHK予算  
の提出

大臣意見  
の検討

諮問・答申

電波監理  
審議会

国会

電波監理  
審議会 ※

NHKから  
業務規程届出

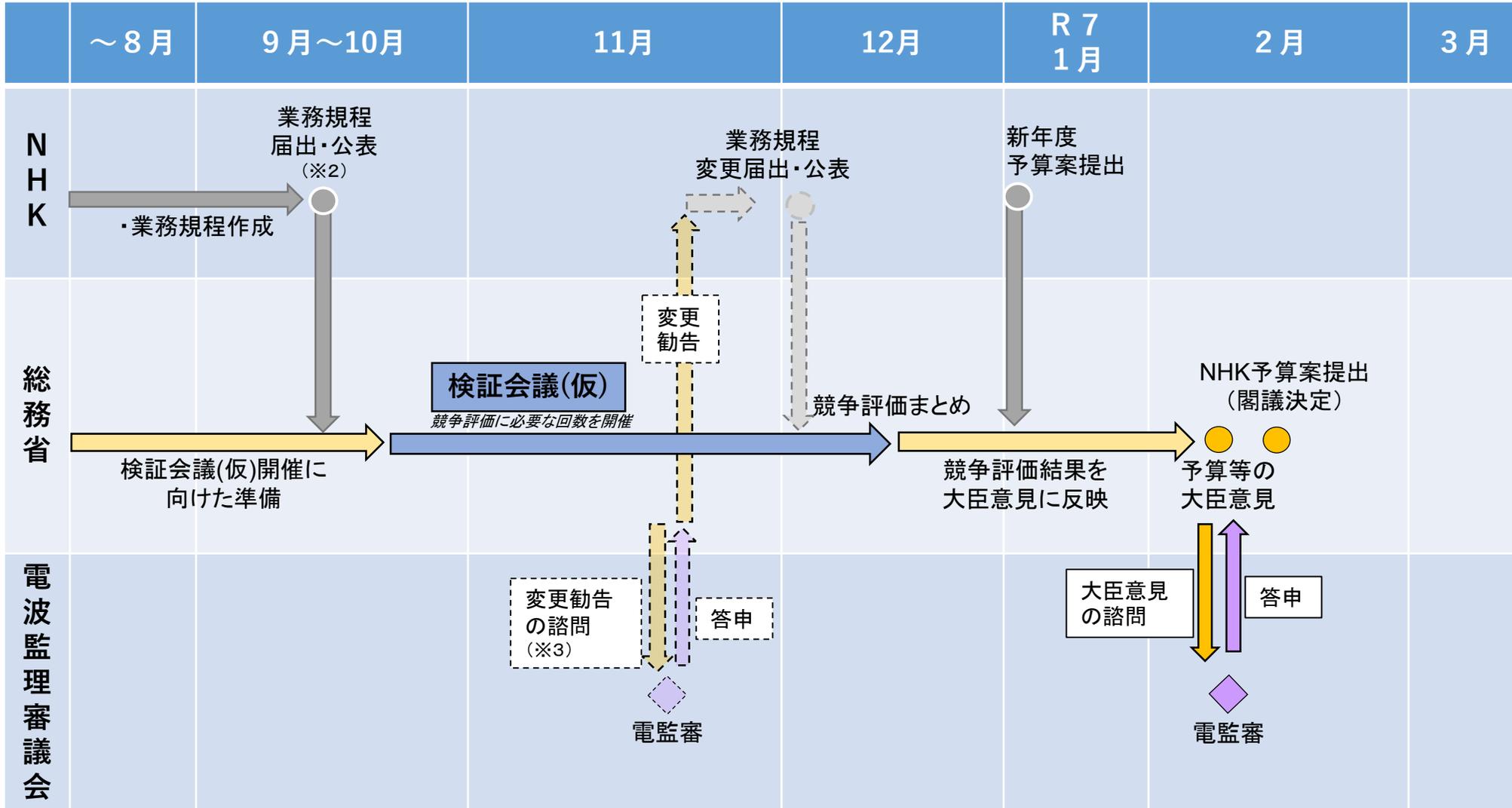
NHK予算に大臣意見を  
付して提出

※ 変更の勧告の必要がある場合は、電波監理審議会の諮問・答申が必要

# (参考) 令和6年に実施する検証会議(仮)の想定スケジュール

## NHK令和7年度予算に係る検証会議(仮)の想定スケジュール(※1)

※1 令和6年度予算編成スケジュールを参考に作成



※2 初回の業務規程の届出の期限の日は、改正放送法附則第4条の政令において定める日。

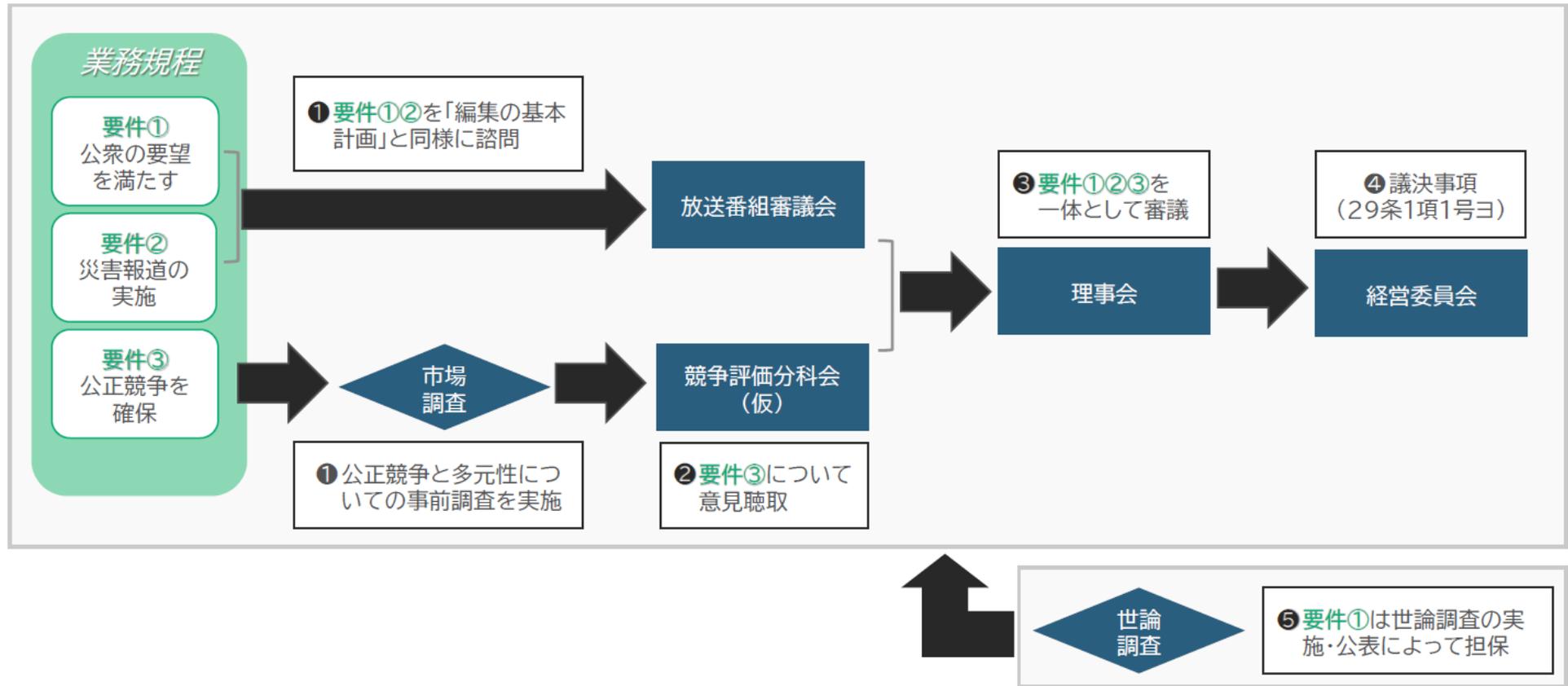
※3 業務規程が改正放送法第20条の4第2項各号いずれかに適合しないことが明らかであるとき。

# NHKにおける 競争評価プロセスのイメージ

# NHKの競争評価プロセス①（全体の流れ）

準備会合で示されたNHKの競争評価のプロセス全体の流れは、以下のとおり。

「業務規程」が、要件①②③についてそれぞれ適合しているか、経営委員会で審議・決定する



## 1 基本的な評価方法・コンセプト

### (1) 改正放送法第20条の4第2項第1号及び第2号への対応

- 「番組関連情報編集方針(仮)」を策定し、放送番組審議会に諮問し、答申を得る。
  - 「番組関連情報編集方針(仮)」:業務規程のコアとなるもの、番組関連情報の中身を示したもの。
  - 放送番組の編集・編成計画と整合することで、「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の性質を担保。
  - 放送コンテンツと配信コンテンツの編集方針の決定を同じプロセスで設計することが重要。

#### 要件①②

- ✓ 放送番組の編集・編成計画と整合することで「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の性質を担保する
- ✓ 放送コンテンツと配信コンテンツの編集方針の決定を、同じプロセスで設計することが重要である

放送番組における放送番組審議会の機能を念頭に、配信コンテンツについても同等の仕組みで対応する

- NHKは、「番組関連情報編集方針(仮)」を策定し、放送番組における「放送番組の編集に関する基本計画」の策定プロセスに準じて、放送番組審議会に諮問し、答申を得る。
- 要件①「公衆の要望」については、放送と同様に、世論調査等の実施により把握し、担保していく考え。

#### 放送番組審議会 ※法6条、82条

- 放送番組審議会は、放送事業者の自主自律を基本とする放送番組の適正向上の客観性、妥当性を確保するため、放送事業者に意見を述べるができる。
  - ✓ 番組改定、番組の種別など、放送番組に関する基本的事項についての審議
  - ✓ 放送番組全般についての意見交換
  - ✓ 放送番組モニターや視聴者意向の報告に基づく議論
- NHKの中央審議会及び国際審議会の委員…経営委員会の同意を得て会長が委嘱した学識経験者

#### 世論調査 ※法81条

- 公衆の要望を把握し、これに応じた放送番組を制作していくための一つの方法として、全国個人視聴率調査などの定期的、科学的な世論調査を実施している。

## 1 基本的な評価方法・コンセプト

### (2) 改正放送法第20条の4第2項第3号への対応

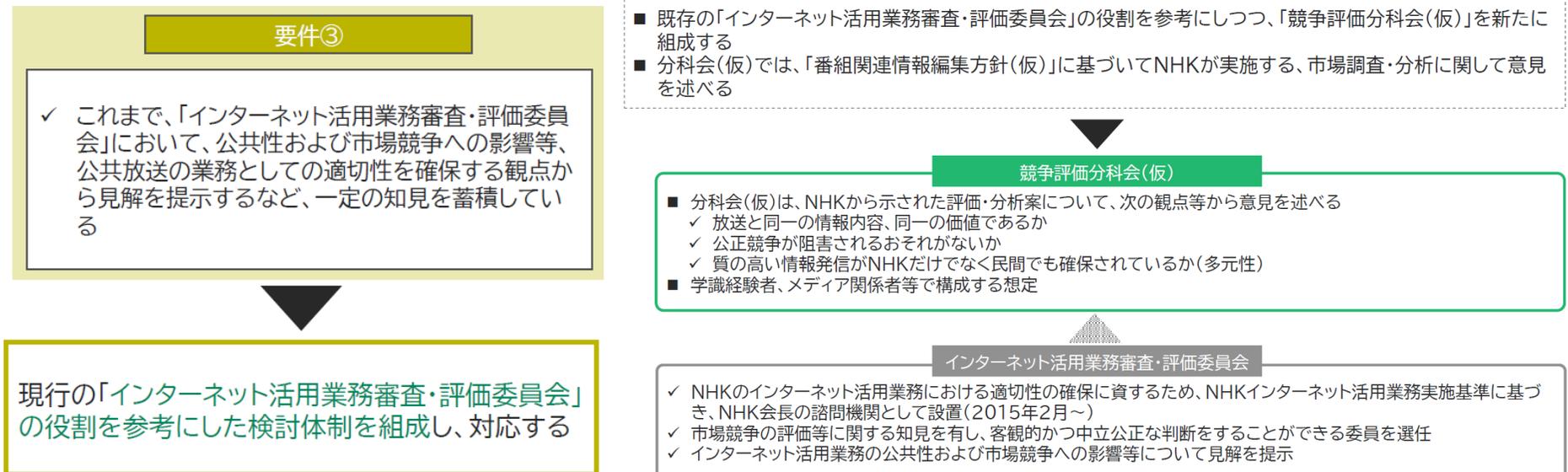
○ 「競争評価分科会(仮)」(以下「分科会」という。)では、NHKの市場調査・分析案について、「放送と同一の情報内容、同一価値であるか」「公正競争」「多元性」の観点等意見を述べる。

- 分科会の体制：学識経験者、メディア関係者による構成を想定。
- 市場調査：想定されるサービスイメージを提示し、一定のサービスを想起できる形で実施。  
「地方」のことも考慮する。

➤ 調査・分析：評価可能な単位で実施。

市場調査の分析結果を分科会に示し、公正競争について定性的・定量的に判断する。

➤ 同時配信、見逃し配信を含め、インターネットサービスの全体像も示す。



## 【準備会合での議論】

- 公正競争というのは、非常に幅のある概念で、何をもちて公正競争に対する損害ということは、関係者間で意見が一致しておらず、専門家の間でもかなり議論の振幅があると思う。例えばNHKのライバル事業者、あるいはそう目される事業者からすると、こういったNHKの今回の一連の本来業務によって、自分たちが競争上の損害を受けることを言うかもしれない。しかし、それは競争の保護ではなく競争者の保護になってしまうおそれもあり、公正競争というラッピングに包まれる懸念もある。だとすると、この評価は、もちろん公正競争が一番上にメタ概念としてあるが、できる限り評価の軸としては、関係者間で意見が非常に一致している、中身として分かりやすい明確な基準を立てるべきではないか。（林構成員 第6回）
- データが入手できることを前提に、まずは放送類似のジャンルとして、ニュースや、エンターテインメント、ドラマ、教育などいろいろあるが、そういう放送類似のジャンルに着目した区分で、暫定的にシェアや集中度などを算定する。これはマーケティング会社が区分しているが、放送は番組ごとにかかなり効用が異なるため、ニュース、エンタメ、ドラマといっても、視聴者への効用が全く違うため、そこは代替性もないということでもあり、市場画定の考え方からしても、これは説明がつかだろう。（林構成員 第6回）
- Ofcomが、「Measuring media plurality」（メディアの多元性を測定する）という報告書を出しており、ニュースソースの利用可能性、視聴者が利用できるニュースソースの数がどれくらいあるかを計測したり、ニュースソースを利用できる人数、利用頻度という、そのニュース全体の消費量をどう考えるかを検討している。そこには、ニュースソースへのアクセス、プラットフォーム別とプラットフォーム全体の合計のアクセス数、それが全ニュース消費に占める割合など計測して、そのニュースの影響力も測定しているので、Ofcomの先行的な報告書などを参考にして、日本においても使えるところを参考指標として使って、メディアの多元性を日本においてどう考えるかの指標にすればいいのではないか。（林構成員 第6回）
- 一般の市場競争の調査については、一般の競争法的な枠組みで、また、多元性、ジャーナリズムの競争については、視聴者にとって基本情報の入手可能性など、選択肢の確保、このような視点で、それぞれ行うのではないかと考えております。林構成員が先ほど言及されておりました、イギリスのOfcomの多元性調査の手法なども参考にしていきたい。（日本放送協会 前田構成員 第6回）
- 全国評価だけだと不十分で、各地方におけるローカルメディア・ニュースの多元性の確保も重要ではないか、との指摘は何かNHKでも、できる範囲でどういうものを評価できるのか考えていただきたい。（落合構成員 第6回）
- 競争評価分科会（仮）の前に市場調査を実施し、これを分科会（仮）に示す形になっている。この市場調査の中身、どういう質問をして、どういう方法を採用かが非常に重要。基本情報の入手可能性という点からも、ここに地域、地方のジャーナリズムという観点を含めることが重要。時間的な余裕がなく、細かいところはお任せするところもあると思うが、競争評価分科会（仮）を開催する前に市場調査を実施するのであれば、どういう形でやるのかという大枠や基本的な考え方などは事前にお示しいただき、日本新聞協会メディア開発委員会や有識者の意見も入れ込んだ上で市場調査を実施していただきたい。（日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員 第6回）
- 地域のことは考慮した調査をしてまいりたいと思う。（日本放送協会 前田構成員 第6回）

## 2 業務規程の内容案(コンセプト、資料案)

### 業務規程のイメージ

- 番組関連情報配信業務の「種類・内容・実施方法」、要件への適合状況、開始後の評価の実施方法等で構成。
- 総務省の検証会議(仮)においては、「業務規程の内容」「各サービスのイメージ」「市場調査の結果」「費用に関する事項」に加え、「放送と同一の情報内容、同一の価値であるか」の説明も行う。

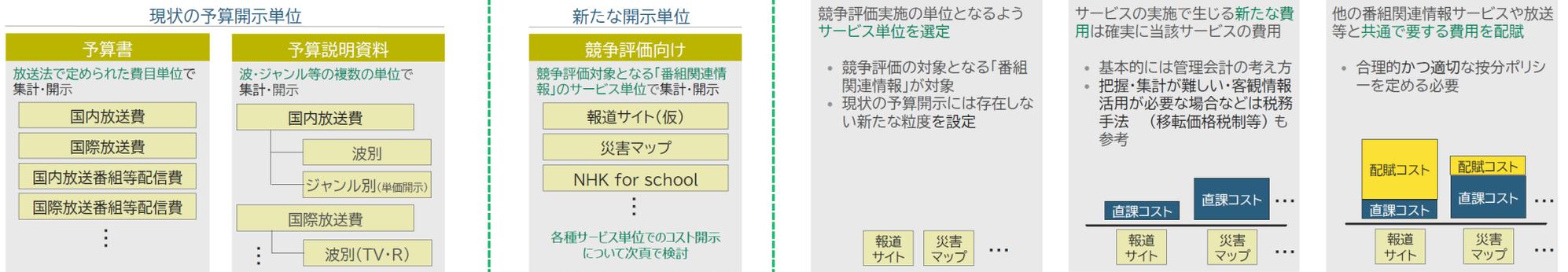
- 番組関連情報配信業務の「種類」「内容」「実施方法」について記載
  - ・ これまでご説明してきた「報道サイト(仮)」「NHK for school」といったサービスイメージと一致するよう記載する
  - ・ 放送番組と番組関連情報を合わせて提供する場合も含め、「評価可能な単位」(8ページ)を示す
- 要件①②③に適合する旨の記載
  - ・ 要件①②について、番組審議会の答申を得て適合を確認していること
  - ・ 要件③について、▼放送と同一の情報内容、同一の価値であるか、▼公正競争が阻害されるおそれがないか、▼質の高い情報発信がNHKだけでなく民間でも確保されているか(多元性)について、市場調査を実施し、「競争評価分科会(仮)」の意見聴取を経て、適合を確認していること
- 評価の実施方法（少なくとも3年ごとに総務大臣に報告することが法定される）
  - ・ 要件①②③の観点から評価を行う方法など

※ 総務省において実施される「検証会議(仮)」においては、次の点についてご説明(準備会合でのご意見を踏まえて検討)  
▼業務規程の内容、▼各サービスのイメージ、▼市場調査の結果、▼費用に関する事項(後述)

- 競争評価に向けた費用集計と開示の考え方に関し、準備会合で指摘された主な事項
  - 費用の規模の変化を捉え、競争評価に資するため、業務規程では一定の粒度での記載を要する。
  - 配賦基準は一貫性、継続的な実施が重要。まずはNHKで合理的な基準を検討し、検証会議(仮)において説明がなされるべきもの。

- NHKの予算承認は、国会で行われる(1月経営委員会議決、年度内審議)。
- 一方で、競争評価が可能になるよう、番組関連情報については、サービス単位でのコストの集計・開示を想定。
- 上記のように、タイミングや表示方法が異なることを踏まえた仕組みが必要(メンバー限り・非開示のものもあり得る)。
- 現在、「予算・事業計画」は、放送法で定められた「予算書」とそれを補足する「予算説明資料」で、異なる切り口でのコストの集計・開示を行っており、このような形を想定。

- 競争評価で各種サービスのコスト・価値創出の評価をするため、合理的にコストを振り分ける。
- 予算全体の金額確定に先行するという限界があるので、直課コスト・配賦コストの二段階でサービス単位のコストを集計。



日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合第6回 資料6-2 P11・P13 抜粋

## 【準備会合での議論】

- 費用の点について、ネット必須業務化を見据え、公共メディアとして、今、偽・誤情報が猖獗を極めてい中で、健全な情報空間の確立・維持に向けて、公共メディアとして、どんな費用が必要で、それをどういった形でしっかり国民や視聴者に熱意を持って説明していく努力が今以上に求められているのではないか。(林構成員 第6回)
- 配賦は、外から決めることはあまりできないところがあるため、NHKから提案することが重要。単純にこういう金額になったというだけではなく、こういう考え方でこの配賦基準が合理的だと考えたという点も併せて説明することが適切ではないか。配賦基準については、できる限り同じような計算の仕方、改めて評価のタイミングがある場合には比較検証できることが望ましいだろうと思う。そういう意味では、できる限り一貫性を持たせることが重要ではないか。ただ他方で、いろいろな配信、インターネット配信業務の中でも、これはやめる、これは新しく行うなどの変化は出てくると思うので、変化することを許容しないということではないと思うが、配賦基準を変化させるときには、相応の合理的説明をし、配賦計算の変更を認めていくという進め方をしていくことも、数値評価の中ではかなり重要ではないか。(落合構成員 第6回)

# 総務省における 競争評価プロセスのイメージ

## 1 検証会議（仮）の概要

### (1) 目的

- 「メディアの多元性」を確保する等の観点から、NHKが実施する番組関連情報配信業務等のインターネット配信業務について、流通経路の確認を含めて公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されているか等を一体的に検証するとともに、改正放送法第20条の4第5項の規定に基づき、業務規程の内容が同条第2項第3号の規定（公正な競争の確保）に適合しているかどうかについて、構成員である学識経験者及び利害関係者からの意見を聴取する。
- その他、必要に応じ、放送関連市場に関する調査などを行う。

### (2) 開催時期

- NHKから番組関連情報配信業務に係る業務規程の届出があったとき
- NHKにより同業務の実施状況の評価に係る報告が行われたとき
- その他、必要に応じて開催。

### (3) 構成員

- 学識経験者（情報通信法、競争政策、消費者政策等に関する有識者を想定）
  - 利害関係者（民間放送事業者、新聞社・通信社を想定）
  - NHK（業務規程の説明等のため）
- } 意見聴取の対象

※ 独立性や専門性を確保しつつ、本準備会合からの継続性を考慮し、構成。

### (4) 議事の取扱い

- 検証会議（仮）は、原則として公開する。
- 検証会議（仮）で使用した資料は、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 1 検証会議（仮）の概要

### 【準備会合での議論】

- 今回の放送市場検証会議というのを想定するのであれば、今回の準備会合のように、幅広い関係者、まさに放送事業者にお集まりいただき議論することが望ましいので、そのお座敷としては、法定欠格事由が電波法上定められているということの趣旨に鑑みますと、電監審の下に直結した形でぶら下がった形での競争評価というのはむしろ避けたほうがよいのではないかと。むしろ、ここにお集まりの関係者が参加して自由闊達に御議論いただくということを優先事項として考えるべきではないかと。（第1回 林構成員）
- 総務省の検討会議の体制において、専門性もしくは継続性の点も非常に重要。検証会議のメンバーと電監審の委員の先生方との重複は避けたほうがいい。検証会議においても、この準備会合と同様、民放連や新聞協会メディア開発委員会の関係者がオブザーバーではなくて構成員としてしっかり入って発言する機会が持てるようにしていただきたい。（日本民間放送連盟 里構成員 第5回）
- 継続性の観点から、我々関係事業者ということはもちろんだが、有識者についても、この点を踏まえて、お願いしたい。（日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員 第5回）
- インターネット上で配信するテキスト情報等の競争評価を行うに当たっては、そのサービスが市場動向に与える影響などを検証することも必要。これには、評価を行った時点のシェアや影響だけではなく、マーケットの変化、市場参加者の行動に加え、市場を取り巻く環境の変化を中長期的な時間軸で検証していくことが重要。（落合構成員 第2回）
- 今回の競争評価の実施において、臨時的な評価・検証も可能とするべきかどうか、定期とするかということがある。この点については、法令上の定期評価というのは一定の年限が決まっていますということであるが、これまでの様々な議論の経緯などを鑑みると、放送事業者や新聞等の方々もいろいろ心配をされている中でもあり、柔軟にある程度開催をし得るような形にしておいたほうがより適切な対応ができるのではないかと。（落合構成員 第5回）
- 常設会議という形にしておくことによって、問題がある場合に検証ができるような形にしておくことは重要。（落合構成員 第5回）
- いろいろな視点からの競争評価が大切。契約者としての立場からどう見ていくのかという視点を、それぞれの人たちが様々な立場できちんと考えをつかっていかないと混乱してしまうため、この仕組みで何を目的にしているのか、分かりやすい説明をぜひ総務省でしていただきたい。（長田構成員 第5回）
- 競争評価分科会（仮）と総務省の検証会議（仮）で、結論や評価が違うこともあり得べしと思う。検証会議（仮）が、競争評価分科会（仮）の追認機関的なものになってはいけないと思うので、検証会議（仮）でしっかり検証・検討を行っていただきたい。これは検証会議（仮）の設計に当たっての要望。（林構成員 第6回）
- 初めての評価は、なかなか難しいものになるのではないかと。いろいろ努力をされたものをより手直しをしながら評価していきつつ、いろんな声を取り入れながら、ずっと変化していくものというところから始めることが一番良いのではないかと。（長田構成員 第6回）

## 2 検証の対象とする業務(スコープ)

○ 検証会議(仮)においては、以下の業務を検証の対象とすることとする。

① 改正放送法第20条の4の業務規程に定められる番組関連情報配信業務

② (①の検証を目的として)

必須業務に附帯する業務のうち、インターネットを活用するもの

- なお、本準備会合において、番組関連情報配信業務についての競争評価に当たり、視聴者の視聴プロセス（情報の流通経路）を一体的に評価すべきとの意見があったこと及び改正放送法第20条の4第2項第3号の規定（公正な競争の確保）の趣旨を踏まえ、NHKの判断と責任において、視聴者の視聴プロセスの一端を構成する上述のような附帯的な業務についても透明性が確保されるよう、番組関連情報配信業務の範囲が適切であるか事後的に確認できる仕組みや番組関連情報の流通経路の概要等を明らかにするなど、業務規程に適切に記載することが求められる。
- また、総務省においては、①と②の一体的な評価・検証が可能とすべく、NHKから必要な情報が得られるような制度整備・運用に努めることとする。

## 2 検証の対象とする業務(スコープ)

### 【準備会合での議論】

- 競争評価の対象は、どういった情報を流すかだけでなく、その情報がどういった流通経路で流されるかの検討も競争評価の上で重要。流通経路の問題も「競争評価」に含めるべき。(林構成員 第3回)
- NHKの現行の理解増進情報については、今は原則として例えばヤフー等のポータルサイトのようなプラットフォームに配信されていないが、将来どうなるか分からない。今の理解増進情報のようなものが主要ポータルサイトに配信されるとことになると、ユーザーアクセス、いわゆるPVは増加するとも考えられるため、そういった「しみ出す部分」について、今回の放送法改正では番組関連情報の配信ができることとなったが、その情報がどういった流通経路で流れるのかの検討も競争評価の上では重要。もし、プラットフォーム経由で配信される流通経路が一旦確立すると、市場競争への影響は無視できないため、今後この点を含めて競争評価していくべき。(林構成員 第5回)
- 「しみ出す」という表現をした試行的配信の部分も含めて、競争評価・検証の射程は広めに取っておくのが良い。(林構成員 第5回)
- 必ずしも競争評価そのものではないように思うが、基本的には必須業務の点が主要なコンテンツ配信になるのであろうが、一方で、任意業務についても、国民のほうから見ていった場合に、全体としては1つのプロセスになる。また、どちらかというところにおける競争環境としてどうなのかと御懸念をされている民放や新聞等の方々からすると、当然ながら任意業務と言われるところも、法律上の位置づけはさることながら、社会実態的には一連の要素があるような取組になってくるので、こういった一連のプロセスを併せて競争評価において見ていくということが重要。(落合構成員 第5回)
- 競争評価をすり抜ける抜け道に任意業務がなってしまうのは非常によくはないが、法律で決まっていることもあるため、法律のことは法律だが、検証会議の役割や、検討の射程は広めに取ることは大賛成。ぜひ広めに取っていただきたい。(堀木構成員 第5回)
- ごく一般的なデジタルメディアについて言及すると、NHKプラスのような自社プラットフォームに視聴者を連れてくるためには、インスタグラム、X、LINEといったソーシャルメディアにある一部分を切り出して誘導するのがごく一般的で、当然NHKは実施されることと思うが、否定するものでもない。(日本民間放送連盟 八田構成員 第5回)
- 「しみ出した」と呼ばれているサードパーティーにおける配信は、ぜひ競争評価の枠組みでも議論の俎上に上げていただきたい。(日本民間放送連盟 八田構成員 第5回)
- NHKがこれまで説明されてきたとおり、放送とネットは同一ということは、今後の評価プロセスあるいは検証会議の中でも極めて重要な視点。(日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員 第5回)

## 3 評価の進め方

（NHKにおける競争評価プロセス）

- NHKは、業務規程の策定に当たり、実施しようとする番組関連情報配信業務等が、「メディアの多元性」の確保等の観点を含め、放送事業者等が実施する配信の事業等との公正な競争が確保されるものかどうか、改正放送法第20条の4第2項第3号の規定を踏まえ、自らの判断と責任において評価・検証を行う。

（検証会議（仮）における競争評価プロセス）

- 検証会議（仮）では、NHKにおける競争評価プロセスで行われた、「競争評価の手順」「その根拠となる情報（エビデンス）」「評価の結果等の妥当性」等について検証した上で、改正放送法第20条の4第2項第3号との適合性に関し、構成員からの意見を取りまとめる。

### 【準備会合での議論】

- 従前の議論からも、基本的にはNHKが一度実施をして、それをさらにレビューをしていく形で議論をしてきたと思っている。新たに必ずしも競争評価を行うものではなく、NHKの競争評価の結果の妥当性を検証していく形になるのではないか。（落合構成員 第5回）
- エビデンスに基づくというか、検証可能な形でというか、あるいは、できるだけ定量的に評価できる形で努力していくことが大事。ただ、定量化といっても、なかなかそこは定量的な指標だけで評価することは難しいため、定量的な評価と定性的な評価がハイブリッドでなされて検討されていくことが必要。指標は、NHKで今後検討されていくのだろう。（林構成員 第5回）

## 4 検証の基本的な考え方(公正な競争・「メディアの多元性」)

- 検証会議(仮)では、業務規程の内容等に基づき、以下の観点から検証を行う。
  - ・ 「競争評価の手順」、「その根拠となる情報(エビデンス)」、「評価の結果等の妥当性」等について検討し、当該配信業務の実施による公正な競争への影響の有無(及び公正な競争の確保に支障が生じると考えられる場合における対応)等を検証する。
  - ・ 特に当該配信業務が地域メディアを含む「メディアの多元性」(※1)に影響を及ぼしうる場合は、受け手である国民が多様な情報に触れられる状態にあり、また、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保する観点から、検証を行う。

(災害関連情報等の公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報を配信する業務については、改正放送法第20条の4第2項第2号の規定を考慮した上で、評価を行う。)

※1 「メディアの多元性」について、公共放送ワーキンググループ(公共放送WG)では、「公共放送と民間放送との併存による二元体制に加え、国民の知る権利を充足するためのメディアとして位置付けられる新聞社・通信社等とも共存・競争する状態を指す言葉」として用いており(公共放送ワーキンググループ取りまとめ(令和5年10月18日))、準備会合では、この考え方を前提として議論を行っている。

- 検証に当たっては、NHKにおいて実施した当該配信業務に関する経済的な観点からの評価(競争法の枠組みを用いた評価など)及び「メディアの多元性」の観点からの評価を踏まえて実施する。その際には、当該配信業務の費用の規模(※2)のほか、当該業務に係る市場の考え方(影響の有無を検討した他の事業者・サービス、想定する主な利用者層等)、「放送と同一の情報内容、同一の価値であるか」(※3)どうかを考慮する。

※2 費用の規模が大きく変わるのであれば、当該配信業務による市場への影響の程度が変わる可能性があることから、業務規程の評価の指標の一つとして変更届出を通じて競争評価プロセスを義務づける。このため、NHKは、業務規程に競争評価の指標として費用の規模が把握できる程度の内容を記載することが適当である。(費用の透明性の観点では、競争評価とは別にNHK予算の国会承認プロセス等に基づき担保されるものであることを踏まえ、業務規程においては、厳密・詳細な記載を求めない。)

なお、競争評価のプロセスとNHK予算のプロセスは、それぞれ費用・予算の表示方法やタイミングが異なる点には留意が必要である。

※3 NHKは、業務規程の策定に当たり、このような観点を含めて評価・検証することとしている。

## 4 検証の基本的な考え方(公正な競争・「メディアの多元性」)

### 【準備会合での議論】

- 質の高い情報発信源がNHKだけではなくて民間でもしっかり確保されている状態になり、メディアの多元性をどう確保していくのか、ということを対象として議論をしていくことが非常に重要ではないか。(落合構成員 第3回)
- 「メディアの多元性」が何を指すかについて、民放連及び日本新聞協会に聞いた結果)共通項としてくれそうなところは、やはり取材、制作の体制がしっかりあるプロであるということとしました。プロとは何なのか、プロの範囲がどこなのかという、またここにおられない方もプロなのであるということもあるかもしれません。少し具体化された部分もあるとは思う。(落合構成員 第4回)
- プラットフォーム、実際にはネット空間を含めて考えると、必ずしもメディアの方が発信したのがそのままというわけではなく、プラットフォームを通じてということも多くある。メディアの多元性だけではなくて、もう少し高次元な、情報空間の健全性みたいなものは、独禁法による公取の審査というのと、また、プラットフォームに対して情報空間の維持の観点でどうするかというのは、また別に議論があるような状況だと思う。(落合構成員 第4回)
- メディア市場の競争評価をする場合には、メディアの多元性を評価するときに特有の考慮は必要で、競争法の枠組みそのままでも、うまく機能しないというのはそのとおりだと思うが、教育事業等、メディア以外の分野の競争評価については、依然として競争法上の枠組みというのは有効だと思う。メディア、報道と、それ以外とを分けて、ある種二層建てで競争評価していくということが重要。(林構成員 第4回)
- メディアの多元性確保という目的と併せて、いわゆる競争法の文脈で出てくるような経済的な競争の文脈もあるため、これまでNHKにおいても蓄積があり、しっかり積み重ねていっていきことも併せて大事。(林構成員 第5回)
- メディアの多元性における競争の保護というのは、結果としての競争の保護ではなく、競い合いそれ自体の保護、すなわち、独立した多数の情報源が競い合うこと自体を保護する。それによって、健全な言論市場が確保されると、広く情報が自由に流通されて、受け手である国民の適正な情報を受ける権利が保障されることがジャーナリズム上の競争だと思う。(林構成員 第4回)
- 1つは、メディアの多元性確保、もう1つは、視聴者あるいはユーザーの、今の言葉を借りれば情報的健康にどれだけ寄与できるのかが大事。例えば、視聴者の、あるいはユーザーのアンケート調査を活用するとかということも考えられる。(林構成員 第5回)
- 視聴者の情報的健康への寄与だけではなく、視聴者、ユーザーの利便性への寄与についてもしっかり評価の対象にしていきたい。(林構成員 第5回)
- もともと重要だと思って放送に関して関わっている点としては、やはりローカルメディアの地域情報や情報発信がしっかり増加していく形になること。(落合構成員 第5回)

## 4 検証の基本的な考え方(公正な競争・メディアの多元性)

### 【準備会合での議論】

- 業務規程の記載事項としてどの程度の粒度として記載するのか。あるいは、その点と関わるが透明性をどういった形で確保するのか。すなわち予算書とか決算書にどの程度書くかが論点になってくる。少なくとも業務内容に応じて個別にかかる費用が毎年度出てくるというときに、費用規模が大きく変わってくるのであれば、そのたびごとに競争評価の検証会議のプロセスを義務づけていくということが必要。(林構成員 第5回)
- 評価プロセスにおいて、基本的にはいつでも検証会議を開き得る状況にしておくという中ではある。必須業務のトリガーになる部分、すなわち業務規程の変更が必要になるタイミングをどのように見ていくのかを論点として提示されている中で、幾つか要素がある。従前も費用などについても準備会合の概要で資料にも出ていたが、全体として、費用については、NHK自体に売上げそのものがあるわけではない中で、どのようにこれを評価していくのかは、フレームワークとしてできる限り競争法の話を見ていくこともありつつも、一様に、売上げや、費用だけを見ていくことも難しいかもしれない。一方で、どこにトリガーを引くかは、費用については、NHKがそこに新しい事業をしようと注力している可能性があるということを推測し得る重要な間接事実のようなものとも思います。このため、費用が必ずしも必須の項目ではないように思われますが、全般として、まだ業務規程の変更がどういう粒度になるのかは今後の議論に委ねられており、これまで特に民放連から心配の声も出ていたということも踏まえると、業務規程や費用を総合的にどういう形で必須のトリガーを設けていくかが重要。(落合構成員 第5回)

# 検証会議（仮）の運営について 今後検討する必要があると考えられる論点

## ①業務規程変更時の検証会議(仮)における検証の在り方

○業務規程の変更に係る競争評価プロセスの検証の方法、スケジュール等

※ 当初の業務規程提出時における競争評価とは異なる観点での評価等が必要かどうか

○市場に影響を及ぼさないような「軽微な変更」に該当するものの評価・検証の在り方

(例)

・単純な字句修正

・業務の「種類」「内容」「実施方法」の変更を伴わないもの 等

## ②NHKの事後評価報告(少なくとも3年ごと)に対する検証会議(仮)の検証の在り方

○NHKの事後評価報告に係る競争評価プロセスの検証の方法、スケジュール等

※ 業務規程提出時、変更時における競争評価とは異なる観点での検証等が必要か

○ 準備会合においては、以下のとおり整理することとしたい。

・ 上記の論点は、将来的な課題として整理する。

・ まずは実際に令和7年度予算に係る競争評価プロセスを実施した上で、検証会議(仮)において、上記の論点について議論・検討を行うこととする。

# 放送法の一部を改正する法律

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

## 1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

### (1) 必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

### (2) 番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

### (3) 受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

## 2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

○放送法（昭和二十五条年法律第百三十二号）抜粋 ※放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)第2条による改正後

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三十 （略）

三十一 「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。

三十二 「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であつて、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

三十三・三十四 （略）

（放送番組審議機関）

第六条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容

二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じた答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容

（目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六～八 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した放送番組（放送の日から前項第四号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。

三 協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。）を、配信の事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること。

四・五 (略)

六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

七～九 (略)

3～13 (略)

(必要的配信業務の方法)

第二十条の三 (略)

2～8 (略)

9 協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、必要的配信（ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第六十四条第八項第三号ロ及び第二百二十六条第一項ただし書において同じ。）、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除く。以下この条及び第六十四条において「特定必要的配信」という。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤つてその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない。

10 協会は、特定必要的配信の普及を図るため、必要的配信業務に附帯する業務として、特定必要的配信の対象となる放送番組及び番組関連情報の全部又は一部について、第六十四条第八項第一号に規定する受信契約を締結していない者による試行的な受信を可能とするための措置を講ずることができる。この場合においては、同条第一項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第八項第一号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして不適切なものとならないよう、配信の品質の制限その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

11 (略)

(番組関連情報配信業務の方法)

第二十条の四 協会は、番組関連情報の配信の業務（以下この条において「番組関連情報配信業務」という。）を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
  - 一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。
  - 二 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。
  - 三 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。
- 3 協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従わなければならない。
- 4 協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。
- 5 総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かななければならない。
- 6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。
  - 一 第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるとき。
  - 二 第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき。
- 7 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなく業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項の議決
    - イ～カ (略)
    - ヨ 第二十条の四第一項に規定する業務規程
    - タ～マ (略)
  - 二 (略)
- 2・3 (略)

(放送番組の編集等)

第八十一条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。

三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。

3 第百六条第一項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第百七条の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。

6 第五条第一項、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第一百十条、第百七十四条及び第百七十五条の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

(放送番組審議会)

第八十二条 協会は、第六条第一項（前条第六項において準用する場合を含む。）の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）並びに国際放送及び協会国際衛星放送（以下この条において「国際放送等」という。）に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置くものとする。

2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。

3 中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上、国際審議会は委員十人以上をもつて組織する。

4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

5 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

6 第六条第二項（前条第六項において準用する場合を含む。第八項において同じ。）の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内基幹放送に係る第六条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等に係る同条第三項に規定するもの及び国際放送等の放送番組に係るものとする。

7 協会は、第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。

8 第六条第二項の規定により協会に対して意見を述べることができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内基幹放送の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送番組に係るものとする。

(情報提供等)

第八十四条の二 協会は、総務省令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、適時に、かつ、一般にとつて利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
- 二 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
- 三 協会の出資又は拠出に係る法人その他の総務省令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項に定めるもののほか、協会は、その諸活動についての一般の理解を深めるため、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努めるものとする。

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第一百六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分
- 三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四・五 (略)

2 (略)

## ○放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号) 附則 抜粋

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第四条、第五条及び第八条の規定 公布の日
- 二 (略)

(業務規程の届出に係る経過措置)

第四条 協会は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新法第二十条の四及び第二十九条の規定の例により、新法第二十条の四第一項に規定する業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該業務規程の内容が新法第二十条の四第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により届出のあった業務規程が新法第二十条の四第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

4 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて当該業務規程を変更しない場合において、新法第二十条の四第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の勧告及び前項の規定による命令については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

6 電波監理審議会は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第九十九条の二に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合において、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第二十条中「電波法及び放送法」とあるのは、「電波法、放送法及び放送法の一部を改正する法律(令和六年法律第三十六号)」とする。

7 第四項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員を百万円以下の罰金に処する。

8 第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をしたときは、その違反行為をした協会の役員を二十万円以下の過料に処する。

9 第一項の規定によりされた届出及び公表は、施行日において新法第二十条の四第一項の規定によりされた届出及び公表とみなす。この場合において、当該届出については、同条第五項の規定は適用しない。

10 第三項の勧告又は第四項の規定による命令(それぞれその期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、施行日以後は、それぞれ新法第二十条の四第六項の勧告又は同条第七項の規定による命令とみなす。

(処分等の効力)

第六条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の放送法の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であって、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。